

令和7年度(2025年度)土木工事標準積算基準書使用にあたっての留意事項

本市の土木工事標準積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。

下記事項においては、熊本市独自の取扱及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

1. 土木工事標準積算基準書

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	熊本市					
全 編	<ul style="list-style-type: none"> ・施工単価入力基準表 ・鉄筋工は、「<u>第VI編第2章市場単価①-1鉄筋工(「太径鉄筋含む」及び「ガス圧接工を含む)」</u>により別途計上する。 ・施工パッケージ内の<u>市場単価(鉄筋工)</u> <table border="1" data-bbox="309 1055 820 1093"> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>鉄筋工</td> <td>加工・組立共</td> <td>一般構造物</td> </tr> </table> 	市場単価	S	鉄筋工	加工・組立共	一般構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・この基準書中の「<u>施工単価入力基準表</u>」は、国土交通省の積算システムにおける入力基準であり、他の積算システムを利用する場合は適用除外とする。 ・鉄筋工は、「<u>別紙_R8土木工事標準歩掛_改定工種_鉄筋工</u>」により別途計上する。 ・「<u>別紙_R8土木工事標準歩掛_改定工種_鉄筋工</u>」を適用する。
市場単価	S	鉄筋工	加工・組立共	一般構造物			
I-1-①-1	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国土交通省直轄</u>の・・・ ・原則として、<u>入札時(入札書提出期限日)</u>における最新の基準を適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>熊本市</u>の・・・ ・原則として、<u>積算時</u>における最新の基準を適用する。 					
I-1-②-2	<ul style="list-style-type: none"> (3) 維持工事(複数年度の<u>国債</u>工事) ・(2カ年<u>国債</u>の例) 	<ul style="list-style-type: none"> (3) 維持工事(複数年度の<u>市債</u>工事) ・(2カ年<u>市債</u>の例) 					
I-2-①-1	<ul style="list-style-type: none"> (2) 価格 ・原則として、<u>入札時(入札書提出期限日)</u>における市場価格とし、・・・ ・当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>入札時</u>における市場価格または類似品価格とする。 ・なお、設計単価は、<u>各地方整備局等(以下「局」という。)</u>設定単価(局統一単価、県別単価、地区単価をいう。)、局特別調査単価(定期調査)、局特別調査単価(臨時調査)、物価資料(「建設物価」、「積算資料」をいう。)掲載価格または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 価格 ・原則として、<u>積算時</u>における市場価格とし、・・・ ・当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、<u>積算時</u>における市場価格または類似品価格とする。 ・なお、設計単価は、<u>熊本市実施設計単価</u>、物価資料(「建設物価」(<u>Web建設物価</u>)、「積算資料」(<u>Web積算資料</u>)をいう。)掲載価格、特別調査または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。 					

	<p>・また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は、事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。</p> <p>・ 1) <u>局設定単価</u>による場合</p> <p>・(イ) <u>局設定単価</u>は、毎月、本局担当課において決定し、新土木積算システムに登録する単価である。</p> <p>局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>・ 3) <u>局特別調査単価（定期調査）</u>による場合</p> <p>・(イ) 1)及び2)によりがたい場合は、単価の決定は<u>局特別調査単価（定期調査）</u>によるものとする。</p> <p><u>局特別調査単価(定期調査)</u>は、年2回(4月、10月)、本局担当課において決定し、通知する単価である。</p> <p><u>(局特別調査単価（定期調査）とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。)</u></p> <p>4) 1), 2)及び3)の方法によりがたい場合</p> <p>・(イ) 1), 2)及び3)の方法によりがたい場合は、<u>局特別調査（臨時調査）</u>として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。</p>	<p>・ 削 除</p> <p>・ 1) <u>熊本市実施設計単価</u>による場合</p> <p>・(イ) <u>熊本市実施設計単価</u>は、毎月、<u>技術管理課</u>において決定する。</p> <p><u>熊本市実施設計単価</u>がある場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>・ 3) <u>特別調査単価</u>による場合</p> <p>・(イ) 1)及び2)によりがたい場合は、単価の決定は<u>特別調査単価</u>によるものとする。</p> <p>削 除</p> <p>削 除</p> <p>4) 1), 2)及び3)の方法によりがたい場合</p> <p>・(イ) 1), 2)及び3)の方法によりがたい場合は、<u>見積りによって材料単価を決定するものとする。</u></p> <p><u>なお、その場合は次によるものとする。</u></p> <p>a) <u>見積り提出依頼は、見積り条件の明確化のため、「書面」により行う。</u></p> <p>b) <u>総価見積りは、原則として行わないものとし、単価（材料等の単価）と施工歩掛かりの見積りに区分して徴収する。</u></p> <p>c) <u>施工材料の形状寸法、品質、規格、数量及び現場条件等について、見積り者が十分対応できるような仕様書、図面等を提示する。</u></p> <p>d) <u>見積りは、原則として3社以上から徴収する。</u></p> <p>e) <u>積算に用いる材料単価については、異常値を排除した平均値とする。また、有効桁数は上記、「2) 物価資料による場合（イ）」と同様の取扱いとする。</u></p>
I-2-①-2	なお、局特別調査（臨時調査）は、各事務所に	削 除

<p><u>において資材価格調査が必要な資材（1事務所のみに において必要なときも含む）について行うものと する。</u></p> <p>・（ロ） <u>なお、1工事において調達価格（材料単 価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ 1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見 積りによって決定することも可能とする。</u></p> <p><u>また、見積りを採用する場合の手順は、次 によるものとする。</u></p> <p>① <u>調達価格（材料価格×使用数量）が、100万 円未満であるか100万円以上であるかの判断 をするために発注担当課長から参考見積りを3 社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1資 材の材料単価が10万円未満）又は特別調査 （100万円以上、または1資材の材料単価が 10万円以上）によるかの判断を行うものとす る。</u></p> <p><u>なお、同一工事の1資材に複数の規格があ る場合については、その合計額で上記判断を 行うものとする。</u></p> <p><u>また、他工事の実績や「建設物価」及び 「積算資料」の類似品目の材料単価から類推 可能であれば、参考見積りは不要とする。</u></p> <p>② <u>見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、 規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の 条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行 う。</u></p> <p><u>なお、見積価格は実勢取引価格であること を確認する。</u></p> <p>③ <u>正式見積りは、原則として3社以上から徴収 する。</u></p> <p>④ <u>積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値 を除いた価格の平均価格とする。</u></p> <p><u>ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度 価格を採用する。</u></p> <p>・ 2 歩掛</p> <p><u>歩掛は、工事を施工するために必要な機 械・労務・材料に係る費用とし、その算定は 土木工事標準歩掛及び物価資料によるものと する。</u></p> <p><u>土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料に ない単価については、特別調査又は見積りの</u></p>	<p>削 除</p> <p>削 除</p>
--	-----------------------

	<p>取得により歩掛の構成を決定する。</p> <p><u>見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。</u></p> <p><u>ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。</u></p> <p><u>なお、単価等については「1 材料費」、「3 労務費」及び「4 直接経費」によるものとする。</u></p> <p>・ <u>3</u> 労務費</p>	<p>・ <u>2</u> 労務費</p>
I-2-①-4	<p>・ <u>4</u> 直接経費</p> <p>・ <u>5</u> 諸雑費及び端数処理</p> <p>2) 単価表</p> <p>・ (イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)</p> <p>単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。</p> <p>・ (ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)</p> <p>単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。</p> <p>(2) 端数処理</p> <p>・ 6) 工事価格は、<u>10,000円単位</u>とする。工事価格の<u>10,000円単位</u>での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の<u>10,000円未満</u>の金額を除いた額を計上する</p> <p>・ <u>6</u> 注意事項</p>	<p>・ <u>3</u> 直接経費</p> <p>・ <u>4</u> 諸雑費及び端数処理</p> <p>2) 単価表</p> <p>・ (イ) 単価表(歩掛表に諸雑費率があるもの)</p> <p>単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。</p> <p><u>ただし、土木積算システムの計算において端数処理は行わない。</u></p> <p>(ロ) 単価表(歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合)</p> <p>単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。</p> <p><u>ただし、土木積算システムの計算において諸雑費は計上しない。</u></p> <p>(2) 端数処理</p> <p>・ 6) 工事価格は、<u>1,000円単位</u>とする。工事価格の<u>1,000円単位</u>での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の<u>1,000円未満</u>の金額を除いた額を計上する。</p> <p>・ <u>5</u> 注意事項</p>
I-2-②-3	<p>2. 処分費を計上する場合は、「第I編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3準備費」及び「第I編第14章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。</p>	<p>2. 処分費を計上する場合は、「第I編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3準備費」及び「第I編第14章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。</p>
I-2-②-4	<p>・ <u>6</u> 管理費区分入力基準表</p>	<p>項目削除</p>

I-2-②-42	2. 処分費を計上する場合は、「第I編第2章② 間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第I編第14章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。	2. 処分費を計上する場合は、「第I編第2章② 間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第I編第14章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。
I-3-①-2	<ul style="list-style-type: none"> 別表第3 <u>ケース2</u> <u>ケース3：ケース1及び2以外の場合</u> (注) 1. <u>ケース3</u>の具体例は以下のとおり。 <u>予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 別表第3 <u>削除</u> <u>ケース2：ケース1以外の場合</u> (注) 1. <u>ケース2</u>の具体例は以下のとおり。 <u>①熊本市工事請負契約等における契約の保証に関する取扱要領2(2)に定める設計金額</u> <u>②契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証は積算では計上しないものとする。</u>
I-4-①-1	<ul style="list-style-type: none"> 2) 繰越, <u>国債工事</u>の取扱い 現工事が繰越又は<u>国債</u>で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。 (2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の<u>入札書(見積書)提出期限日</u>の年月とし、現工事の落札率(合意率)を考慮するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 2) 繰越, <u>債務負担行為等</u>の取扱い 現工事が繰越又は<u>債務負担行為等</u>で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。 (2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の<u>積算時</u>の年月とし、現工事の落札率を考慮するものとする。
I-4-①-1	<ul style="list-style-type: none"> 2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法 総価契約単価合意方式の対象工事の場合、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。 なお、「総価契約単価合意方式実施要領の解説」により算出した当該追加工事の共通仮設費(調整計算額)と、当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する 	<p>削除 (熊本市は契約方式が異なるため。)</p>
I-4-①-2	<ul style="list-style-type: none"> 3 <u>総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 2 <u>調整計算の方法</u>
I-4-①-5	<ul style="list-style-type: none"> 4 <u>設計変更について</u> 随意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には、当該随意契約の当初積算で用いた共通仮設費、現場管理費の算出方法を使用する。(調整計算額と単独計算額の比較は行わない。) なお、総価契約単価合意方式の場合においても「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき算出するとともに、同様に取り扱う 	<ul style="list-style-type: none"> 3 <u>設計変更について</u> 随意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には、当該随意契約の当初積算で用いた共通仮設費、現場管理費の算出方法を使用する。(調整計算額と単独計算額の比較は行わない。) なお、総価契約単価合意方式の場合においても「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき算出するとともに、同様に取り扱うものとする。

	ものとする	する
I-4-②-1	<ul style="list-style-type: none"> ・② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について（総価契約単価合意方式により工事を発注する場合を除く。） ・なお、共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について <u>3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法</u>」に準拠して計算するものとする。 ・なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について <u>3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法</u>」に準拠して計算するものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について（総価契約単価合意方式により工事を発注する場合を除く。） ・なお、共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について <u>2 調整計算の方法（1）共通仮設費の調整計算の方法</u>」に準拠して計算するものとする。 ・なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について <u>2 調整計算の方法（2）現場管理費の調整計算の方法</u>」に準拠して計算するものとする
I-4-③-1	右記項目を追加	③合冊入札により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について
I-5-①-1	<ul style="list-style-type: none"> ・①数値基準 内容削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・①数値基準 <u>設計書の表示単位及び数値は原則として次のとおりとする。</u> <u>熊本市が定める「土木工事数量算出要領」による。</u>
I-11-①-2	<ul style="list-style-type: none"> ・3. 単価協議 総価契約単価合意方式による場合は、第I編第13章総価契約単価合意方式に基づき、単価協議を行うものとする。 なお、同じ細別が、異なる施工箇所にある場合、妥当性を確認した上で、施工箇所毎に異なる単価で合意できるものとする。 また、共通仮設費（積み上げ分）、現場環境改善費（率計上）、共通仮設費（率計上）、現場管理費については、施工箇所毎に単価協議を実施し合意する。 ・4. 設計変更について 	<ul style="list-style-type: none"> 項目削除 ・3. 設計変更について
第I編 第13章	<ul style="list-style-type: none"> ・第13章 総価契約単価合意方式 	<ul style="list-style-type: none"> 章削除 (熊本市は契約方式が異なるため。)

	<ul style="list-style-type: none"> ・第14章 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・第13章 その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・① 材料単価入力基準表…………… I-14-①-1 ・② 賃料入力基準表…………… I-14-②-1 ・③ 業務委託料等入力基準表…… I-14-③-1 ・④ 作業日当り標準作業量…………… I-14-④-1 ・⑤ 市場単価の1日当り標準施工量 …………… I-14-⑤-1 	<ul style="list-style-type: none"> 削 除（国の入力方式のため） 削 除（国の入力方式のため） 削 除（国の入力方式のため） ・① 作業日当り標準作業量…………… I-13-①-1 ・② 市場単価の1日当り標準施工量 …………… I-13-②-1
II-5-①-2	<ul style="list-style-type: none"> ・スクラップ控除は、<u>管理費区分「9」</u>とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクラップ控除は、<u>経費対象外</u>とする。
VI-2-①-1	<ul style="list-style-type: none"> ・①-1 鉄筋工（太径鉄筋含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙「R8 土木工事標準歩掛_改定工種_鉄筋工」を適用する。
VI-2-①-1	<ul style="list-style-type: none"> ・①-2 鉄筋工（ガス圧接工） 	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙「R8 土木工事標準歩掛_改定工種_鉄筋工」を適用する。
VI-2-①-1	<ul style="list-style-type: none"> ・① 軟弱地盤処理工 	<ul style="list-style-type: none"> ・削除
VII-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・この基準書は、<u>国土交通省直轄</u>の土木事業における～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・この基準書は、<u>熊本市</u>の土木事業における～
VIII-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・本歩掛は、<u>国土交通省直轄</u>の土木事業における～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・本歩掛は、<u>熊本市</u>の土木事業における～
IX-1-2	<ul style="list-style-type: none"> ・この積算基準は、<u>各地方整備局及び北海道開発局所管</u>の～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・この積算基準は、<u>熊本市</u>の～
IX-1-37	<ul style="list-style-type: none"> ・6 材料等の価格等の取扱い <u>当該項目内容</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・6 材料等の価格等の取扱い <u>「第I編第2章①直接工事費1 材料費」による。</u>
IX-1-41	<ul style="list-style-type: none"> ・11 <u>施工個所が点在する工事の積算について</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 項 目 削 除 (第I編にて記載済のため)